

		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・		法人名				
法 人 税 額 の 計 算									
(1) の 金 額 又 は 8 0 0 万 円 × $\frac{12}{12}$ 相 当 額 の う ち 少 な い 金 額		40	000	(40) の 16 % 相 当 額		43			
(1) の う ち 年 8 0 0 万 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (1) - (40)		41	000	(41) の 20 % 相 当 額		44			
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)		42	000	法 人 税 額 (43) + (44)		45			
地 方 法 人 税 額 の 計 算									
課 税 標 準 法 人 税 額 (30)		46	000	(46) の 4.4 % 相 当 額		47			
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算									
法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48		地 方 法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	課 税 標 準 法 人 税 額	55	000
		課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49			確 定 地 方 法 人 税 額	56		
		法 人 税 額	50			中 間 還 付 額	57		
		還 付 金 額	51	外		欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額	58		
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (13 - (50))若しくは (13 + (51)) 又は (51) - (25))		52	00	外	この申告により納付すべき 地 方 法 人 税 額 (36 - (56))若しくは (36 + (57) + (58)) 又は ((57 - (37)) + (58 - (37)の外書))		59	00
	こ の 申 告 前 の	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53						
翌期へ繰り越す連結欠損金		54							